

## 川崎市における中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定に関する事務取扱要綱

### (通則)

第1条 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に基づく先端設備等導入計画（以下「導入計画」という。）の認定については、法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、法第52条第4項の規定による導入計画の認定に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (導入計画の認定)

第3条 市長は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第26条の導入計画に係る認定の申請書の提出があった場合において、導入計画の内容を審査の上、認定又は不認定を決定し、先端設備等導入計画認定書（第1号様式）又は先端設備等導入計画不認定書（第2号様式）を交付するものとする。

### (導入計画の変更の認定)

第4条 市長は、施行規則第5条に基づく導入計画の変更に係る申請書の提出があった場合において、導入計画の内容を審査し、認定又は不認定を決定し、先端設備等導入計画変更認定書（第3号様式）又は先端設備等導入計画変更不認定書（第4号様式）を交付するものとする。

### (導入計画の軽微な変更に係る届出)

第5条 認定を受けた中小企業者（以下「認定者」という。）は、法人の代表者の交代、先端設備等の金額変更、資金調達額の金額変更など、認定を受けた先端設備導入計画（以下「認定先端設備等導入計画」という。）の趣旨が変わらない軽微な変更については、事前に市長に協議の上、認定先端設備等導入計画変更届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

### (導入計画の認定の取消)

第6条 市長は、認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていないと認められ、認定を取り消す必要があるときには、認定者に先端設備等導入計画取消書（第6号様式）を交付するものとする。

### (暴力団の排除)

第7条 川崎市導入促進基本計画の定めに基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 申請者は、第1項各号に該当しない旨を誓約し、第2項の神奈川県警察本部長に対する確認に対して同意をする暴力団排除に関する誓約書（第7号様式）を申請時に提出するものとする。

4 市長は、認定者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（事務）

第8条 認定に係る事務は経済労働局経営支援部経営支援課にて行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際限にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

川経経第 号  
年 月 日

様

川崎市長 名

先端設備等導入計画の認定書

年 月 日付けで別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定します。

第2号様式（第3条関係）

川経経第 号  
年 月 日

様

川崎市長 名

先端設備等導入計画の不認定書

年 月 日付けで別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とします。

不認定の理由

第3号様式（第4条関係）

川経経第 号  
年 月 日

様

川崎市長 名

先端設備等導入計画の変更認定書

年 月 日付けで別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定に基づき認定します。

第4号様式（第4条関係）

川経経第 号  
年 月 日

様

川崎市長 名

先端設備等導入計画の変更不認定書

年 月 日付けで別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とします。

不認定の理由

第5号様式（第5条関係）

認定先端設備等導入計画変更届

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本店所在地  
企 業 名  
代表者職・氏名  
事 務 担 当 者  
電 話 番 号  
F A X  
E - m a i l

年 月 日付け 第 号で認定を受けた先端設備等導入計画について、計画の趣旨の変更が伴わない変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

1 変更箇所

2 変更内容

第6号様式（第6条関係）

川経経第 号  
年 月 日

様

川崎市長 名

先端設備等導入計画に係る認定取消書

年 月 日付け 川経工 号で認定をした先端設備等導入計画については、  
中小企業等経営強化法第53条第3項の規定に基づき、次の理由により認定を  
取り消します。

認定を取消す理由



第7号様式（第7条関係）

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本 店 所 在 地  
企 業 名  
代 表 者 職 ・ 氏 名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、認定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

